Ａさんが

示談金で電化製品などの購入を求めた理由

**生活保護利用者の、大変厳しい実態がリアルに述べられています。是非､お読み下さい。**

＜Ａさんが北九州市に求めた内容＞

私は約7年前から生活保護を受けていますが、その間に、電化製品や家財道具が故障したり壊れたり老朽化しましたが、新品を購入する余裕はありませんでした。

機械や道具はいずれ壊れます。しかも、それらがないと健康で文化的な最低限度の生活を営むことができません。

生活保護を利用している場合は電化製品や家財道具は、保護費を貯めて購入することしかできませんが、そのような余裕がなく、せいぜい中古品を買う程度でした。

今回、この様な機会に電化製品などを購入することができたら本当にうれしいです。しかも、電化製品の多くは、省エネがすすんでおり電気代の節約にもつながることを期待しています。

１，私は交通事故に遭い、このたび示談金が入りました。示談金の返還に当たり自立更生に必要な金銭を控除していただきますよう申請します。

２，私は高１の娘と、中２の息子との３人暮らしですが、タンスが壊れて引き出しが引き出せなくなっています。そのために、引き出しを外して、その引き出しの枠に100円均一で買ってきたケースを並べて使っています。

他の引き出しも一番下を除いて引き出せません。また、子どもが大きくなって衣類の量も増えましたので示談金でのタンスの購入を認めて下さい。

３，我が家は３人で寝起きをしていますが、敷き布団が２枚、毛布は１枚もありません。そのため、私は二人の子どもの間に寝ていますが、気がつくと布団の隙間で寝ています。

子どもが成長し男の子と女の子は別々に寝せてやりたいと思いますし、私も敷き布団がほしいので、敷き布団１枚と毛布を３枚の購入を認めて下さい。

４，我が家には母からもらった自動車用の小さな掃除機しかありません。この掃除機は吸引力が弱く大きなごみは私がうちわで扇いで室外に出しています。

また、私はぜんそくで、息子はアレルギー性鼻炎です。衛生的な掃除をするためにも、小さなホコリやダニも吸い取る掃除機の購入を認めて下さい。

５，我が家のガスレンジは、中古品を買ったために熱でぼろぼろになっています。特に、魚焼きのレンジが壊れていて魚を焼くことができなくなりました。

どうしても焼き魚を食べたい時は、母の家で魚を焼いて持ち帰ることもありますが、焼き魚を子どもに気軽に食べさせてあげたいと思いますので、魚も焼けるガスレンジの購入を認めて下さい。

６，炊飯器は、内釜のコーティングがはげて、ご飯を炊く時に炊きムラになることがあります。炊飯器の購入を認めて下さい。

７，テレビは、時々、ついたり消えたりします。そんな時は電源をオンにしたりオフにしたりを10回ほど繰り返しますが、原因が分からないためにすぐにはテレビを見ることができないことがあります。

テレビでニュースを見たりドラマや歌番組を見ることは社会とのつながりを維持するためにも重要です。安定してテレビを見ることができるようにテレビの購入を認めて下さい。

８，台所の湯沸かし器は、5年前に故障したので業者から修理をしていただきましたが、すぐに壊れてしまいました。修理をしても、また壊れたら修理代がもったいないし、購入するお金もないので5年間、冷たい水で炊事をしてきましたが、特に、今年の冬は手が、ちぎれそうで大変です。

また、子どもが台所を手伝う時も可哀想です。

あまりにも冷たい時は100円均一で紙皿を買ってきて食器を洗う回数を減らしていますが、お金がかかります。湯沸かし器の購入を認めて下さい。

９，冷蔵庫も製氷機で氷を作ることができなくなりました。おそらく、冷蔵庫のとびらのパッキンが劣化しているからだと思います。

子どもがいる生活保護利用者にとって保存がききいつでも氷が使える冷蔵庫は大変重要です。冷蔵庫の購入を認めて下さい。

１０，我が家の洗濯機は脱水機能が低下して洗濯物を脱水しても充分に水を切ることができません。そのために洗濯物の乾きが遅く、育ち盛りの子ども二人の洗濯に困っていますので洗濯機の購入を認めて下さい。

１１，我が家のトースターは、電熱器がついたり消えたりして安定しません。朝食で時間がない時には本当に困ります。トースターの購入を認めて下さい。

１２，娘は高１（当時）で英語の勉強をしていますが、CDプレーヤーが壊れていて再生できなくなっています。充電式なので充電機能が劣化しているためと思います。

こどもが英語の勉強をするためのCDプレーヤーの購入を認めて下さい。

１３，私は以前うつ病をわずらっていました。何年か前から子宮内膜症になり生理不順が激しく、仕事ができないことがあります。

また、最近は股関節を痛め激しい時には足を地に着けることができないことがあり、歩行も困難になることがあります。健康が優れない私は比較的軽作業が可能な仕事を希望しています。

そのために、ハローワークから紹介されて、2月から、パソコンの初級･中級コースでワードとエクセルを勉強しています。

パソコン教室に通い技術を身につけて仕事をするために勉強をしていますが、私は、キーボードを打つのも初めての上に、家にはパソコンがありません。授業を受けている他の方はみんな自宅にパソコンがあり、自宅で予習や復習、練習などを行っていますが、私はそれができないために技術の習得がうまくいっておりません。

ケースワーカーに「示談金が出たからパソコンを買わせて下さい」とお願いをしたら、「お金を貯めて買いなさい」と言われました。ぎりぎりの保護費の中で､パソコン代を貯めることはとてもできませんし、仮にできたとしてもそれまでに講習が終わってしまいます。

私は、社会とのつながりの維持や就労や経済的自立の準備に向けた技術の習得のためにパソコンを使えるようになりたいと思っています。そのためにもパソコンの購入についても、自立更生のための金銭として控除して下さいますようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　以上。

※解説

1）保護費について

①生活保護利用者は、電化製品などが壊れた場合は保護費を貯めて、そのお金で購入しなければなりません。

②しかし、保護費は極めて低額です。例えば60歳の一人暮らしの場合、北九州市では、ひと月の生活費は76，370円です。

③この中から、貯金をして電化製品を購入することは、なかなか困難です。

2）自立更生費について

①生活保護法第63条で、資力（今回の場合は示談金）があるのに、保護費を受け取った場合は返還する。

②しかし、自立更生に必要な費用は条件を満たせば収入認定しない。

③生活保護は、何よりも自立の助長が重要であるとしています。生活保護利用者に、お金が入った場合、これを全額返還してしまえば、今後の自立に対するきっかけがなくなる（尾藤弁護士）と言う考えを制度にしたものです。